

## 1 福祉保健部関係分

### (1) 付託事件審査

#### ①追加議案第75号 令和3年度光市一般会計補正予算(第10号)〔所管分〕

説 明：西村子ども家庭課長 ～別紙

#### 質 疑

##### ○早稲田委員

おはようございます。こちらの対象が7,200人となっておりますが、この制度に所得制限等がありまして、対象とならない世帯は何世帯あるのか教えてください。

##### ○西村子ども家庭課長

所得制限により支給されない世帯ということですが、290世帯、児童数で言えば460人です。

##### ○早稲田委員

290世帯の460人ということで、国の制度のことではありますけれども、こちらの方々にもお子様が460人いらっしゃるって、コロナの影響を何かしら受けていらっしゃると思うんですけども、そちらに対しての何か支給の予定とか、そういったものは光市においてははないのでしょうか。

##### ○西村子ども家庭課長

このたびは、経済対策として国が示したものでございます。それで、速やかに児童手当の制度を活用し、迅速に給付するというのと、各自治体が地域の実情に応じて判断するというところでございます。

また、所得制限の外れた方につきましては、財源は各自治体が負担するというところでございます。そうした場合、本市におきましては4,600万円ほどの一般財源が必要となります。

また、近隣の状況とか、本給付金は国の責任において実施するべきものと考えておりますので、今のところは実施する予定はございません。

##### ○早稲田委員

お子様を持つ世帯ということでは変わりがなく、やっぱり不満の声も出ているようですので、御検討いただけたらと思っております。

以上です。

##### ○田邊委員

おはようございます。11月30日に議案第57号、補正予算(第8号)で議決されたわけですけど、そのときの答弁で、年内に5,600人には入金され、残りの1,600人は年内か、

年明けかというような答弁があったんですけど、その辺りの解消はできたのかどうかをお願いしたい。

○西村子ども家庭課長

今回、非常に混乱しまして、整理した中で、今日御議決いただきましたら児童手当の制度に則った方に対しては年内に支給することができると思いますが、それ以外の方につきましては年明けから給付させていただくということでございます。

○田邊委員

議案第57号の最初の5万円のときの説明では、5,600人の児童手当分は年内に入金されて、残りの1,600人は年明けかというところで理解していいわけですか。

○西村子ども家庭課長

おっしゃるとおりでございます。

○田邊委員

分かりました。それと、議案第57号のときに、時間外勤務手当が30万円あったんです。それと、手数料が47万6,000円、電算システム改修業務委託料が1,000万円だったかな。この辺りが今回は入っていないけれど、今回はないということ、57号の5万円のときの考え方でよろしいわけですか。

○西村子ども家庭課長

そのとおりでございます。今回の事務費の45万円は、既に先行の「5万円分を給付いたします」という文書を出してしまっていて、それに再度、今日御議決いただきましたら「10万円になります」という通知を出すための費用が45万円ということでございます。

○田邊委員

その辺りは分かりました。この追加議案75号、7ページの役務費30万円。これ、議案第57号でも83万1,000円ありました。この辺りのところをちょっと教えてもらいたいんですけど。

○西村子ども家庭課長

先ほども申しましたとおり、再度10万円を給付しますという文書を発送しますので、その印刷製本費、通信運搬費、そういったものが役務費の30万円でございます。

○田邊委員

議案第57号の5万円給付のときは83万円で、また再度通知するために30万円が必要という考え方でいいわけですか。

○西村子ども家庭課長  
そのとおりでございます。

○田邊委員  
以上です。

○大田委員  
以前の57号の補正8号で、今言われたように議決させてもらったんですが、そのときの印刷製本費やら通信運搬費、消耗品やら全部入れて83万1,000円の役務費と需要額が19万8,000円となって、また今度、45万円のいろんな印刷製本費やら要るんですが、もう、クーポン券を出しますと言って印刷して出しておられたわけですか。

○西村子ども家庭課長  
前回、御議決いただきましたのは現金5万円を給付するという文書を出させていただきました。

○大田委員  
残りの5万円、クーポンを出しますと言うのはまだ出してない。

○西村子ども家庭課長  
まだ出しておりません。

○大田委員  
それで、そういうふうに出していなかったら57号の補正8号について減額してもいいんじゃないかと思うんですが、そのところはどういうふうな取り決め。

○西村子ども家庭課長  
事務費という御質問でございますが、清算につきましては後日になろうかと思しますので、このたびは別立てとして予算を計上させていただきました。御理解をよろしくお願いいたします。

○大田委員  
では、57号の補正8号については、今まだ考える余地があるよという含みでいいわけですか。

○西村子ども家庭課長  
まだ、全ての事務作業が終わっているわけではございません。まだ額が確定しておりませんので、また終わり次第、決算委員会等で御説明させていただきたいと思っております。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」